

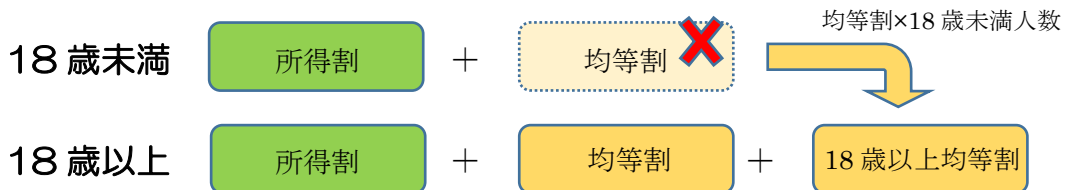
令和8年度 子ども・子育て支援金（国民健康保険税）について

「子ども・子育て支援加速化プラン」における少子化対策の新たな財源として、医療保険制度に子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、各保険者において「子ども・子育て支援分」が新設されることになりました。



市町村は、国民健康保険税の一部としてこれを賦課・徴収することとなりますが、必要額は、都道府県が算定する事業費納付金を基準に各団体において税率を設定し賦課されます。ただし、均等割については、少子化対策であることを踏まえ、18歳未満の子ども分は10割軽減とされ、減額分は18歳以上の被保険者が負担する仕組みとなっています。

「子ども・子育て支援分」の新しい考え方



○かすみがうら市の令和8年度事業費納付金本算定の結果 (令和8年1月19日)

- ・ 医療費分 653,180,205 円
- ・ 後期高齢者支援分 298,258,855 円
- ・ 介護納付金分 96,287,781 円
- ・ **子ども子育て支援金分 28,246,239 円** ← 新設

かすみがうら市の令和8年度子ども・子育て支援分の税率案について
 方式は、既存の区分同様、茨城県運営方針により2方式を採用する。
 (案)所得割0.28% 均等割1,800円 18歳以上均等割140円

- ・ 試算結果 所得基礎額 53億95百万円 被保険者数 7,954人
 (うち18歳未満600人)
 調定見込額 24,001,900円 (年額3,018円/人 月額252円/人)
 (限度額・軽減前の額 29,420,477円)

世帯ケース別試算額

(1人世帯のケース)

※全員18歳以上

所得	軽減	年額	月額
43万円	7割軽減	500円	42円
74万円	5割軽減	1,800円	150円
100万円	2割軽減	3,100円	258円
300万円	なし	9,100円	758円
600万円	なし	17,500円	1,458円

(2人世帯のケース)

※全員18歳以上

所得	軽減	年額	月額
43万円	7割軽減	1,100円	92円
105万円	5割軽減	3,600円	300円
157万円	2割軽減	6,200円	517円
300万円	なし	11,000円	917円
600万円	なし	19,400円	1,617円

(3人世帯のケース)

※全員18歳以上

所得	軽減	年額	月額
43万円	7割軽減	1,700円	142円
136万円	5割軽減	5,500円	458円
214万円	2割軽減	9,400円	783円
300万円	なし	13,000円	1,083円
600万円	なし	21,400円	1,783円

試算の条件

所得割 0.28%

均等割 1,800円

18歳以上均等割 140円

限度額 30,000円

7割軽減 基礎控除43万円+10万円×(給与・年金所得者-1)以下

5割軽減 基礎控除43万円+31万円×世帯人数+10万円×(給与・年金所得者-1)以下

2割軽減 基礎控除43万円+57万円×世帯人数+10万円×(給与・年金所得者-1)以下

(※給与所得者は1名)